

## お知らせ

### 環境 交野市ごみ不法投棄監視ウイーク

ごみの不法投棄対策の取り組みを強化するため、5/30(ごみゼロの日)～6/5(環境の日)を「全国ごみ不法投棄監視ウイーク」として設定し、全国一斉に監視活動や啓発等を実施します。ポイ捨てされたレジ袋などは海洋プラスチックごみの原因にもなります。

市でも、同期間を「交野市ごみ不法投棄監視ウイーク」とし、「歴史ある美しい交野を残そう」を標語に、不法投棄を発生させない環境づくりを進めます。道路・公園・河川等で不法投棄を見かけたときは、警察に連絡をお願いします。

☎ 環境総務課 ☎ 892-0121

### 人権 6月は「就職差別撤廃月間」です

就職の面接で、本人や家族の出身地や職業、思想・信条等について質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。就職の機会均等を保障することの大切さについてみなさんのご理解をお願いします。

#### 就職差別110番

採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。

☎ 電話番号 ☎ 06-6210-9518

🕒 時間 6月中(閉庁日を除く) 10:00～18:00

✉ rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

(相談受付は6月中随時)

☎ 府雇用推進室 ☎ 06-6210-9518

新型コロナウイルス対策のため、催し等の開催を中止・延期する可能性があります。また、催し等に参加する場合も、事前検温、マスク着用、身体的距離確保等の配慮をお願いします。

### 農業 6月は「農地パトロール月間」です

農業委員会は市内全ての農地を対象にパトロールを実施します。このパトロールは、遊休農地の実態把握や農地の違反転用の発生防止のために行います。ご理解とご協力をお願いします。

🕒 時期 6月中旬～下旬

☎ 農業委員会事務局 ☎ 892-0121

### 安全 6/6(日)～12(土)は危険物安全週間です

「事故ゼロへ トライ重ねる ワンチーム」を標語に掲げ、事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、市民の方々にに対し、危険物を安全に取り扱うための知識の普及を目的に実施します。危険物の特性を十分に理解し、安全に取り扱しましょう。

☎ 消防本部予防課 ☎ 892-0012



### 仕事 不法就労防止にご協力ください

6月は、政府主催の「外国人労働問題啓発月間」です。不法滞在者や就労資格のない外国人を雇用したり、あっせんしたりすると、事業主が罰せられます。事業主のみなさんは、外国人を雇用する際には、必ず、在留カード等の身分証明書で「在留資格」や「在留期間」を確認し、外国人が不法就労にならないように注意してください。

☎ 交野警察署 ☎ 891-1234

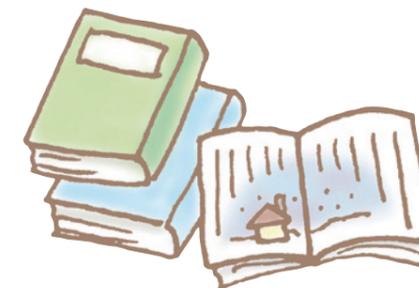
### 施設 図書館の臨時休館

図書館システム更新に伴い、全館臨時休館します。また、自動車文庫「ブンブン号」も巡回を休止します。

🕒 期間 6/22(水)～30(水)

※図書館ホームページ、インターネットサービスは6/21(月)～30(水)はご利用できません。

☎ 倉治図書館 ☎ 891-1825



### 調査 経済センサス - 活動調査を実施

この調査は、統計法に基づき全国全ての事業所や企業の経済活動の状況を明らかにする大変重要な調査で、回答義務のある調査です。

調査票は、府知事が任命した調査員がお伺いして直接配布するか、国が郵送します。

※複数の事業所がある企業等には国が本所に調査票を送付します。回答には便利なインターネット回答をご利用ください。

☎ 総務課 ☎ 892-0121

### 環境 エコキャップ回収を終了します

社会福祉協議会ではコロナ禍の影響により、エコキャップ(ペットボトルのふた)の分別作業を終了しました。

ゆうゆうセンター館内およびボランティアセンターでの回収も終了します。長年にわたりご協力ありがとうございました。

☎ ボランティアセンター ☎ 894-3737

## 消費者相談 | SNSでゲームアイテムを購入し代金を払ったのに手に入らない…

**Q** SNSで「ゲームアイテムをあげます」の記載を見つけ、子どもが連絡。「コンビニで電子マネーを購入し、番号を連絡してくれればアイテムを渡します」の返信があり従ったら、その後相手にブロックされ連絡が取れなくなった。アイテムの引き渡しもなく、返金してもらいたい。

**A** 相手の連絡先がSNSアカウントしか分からず、ブロックされている状態では、取り消しや返金を伝えるすべがありません。警察へ相談し、SNSの運営管理会社や購入電子マネー会社に相手方特定の協力を依頼してください。

**助言** 最近、SNSによる個人間取引トラブルが増加しています。SNSアカウントしか分からない相手との取引は大変危険です。また、相手が特定できたとしても個人間取引なので、消費生活センターで問題解決に向けてのあっせんもできません。コンビニ等で入手できる電子マネーは、カードを渡さずとも番号を伝えれば額面金額が相手に渡ってしまいますので、注意しましょう。



ゆうゆうセンター 1F 人権と暮らしの相談課 消費生活センター ☎ 891-5003